

許認可等を必要とする主な業種

信用保証対象業種であって許認可・届出等を要する事業を営んでいる(又は、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(又は、受ける)ことが必要です。

なお、下表に掲げる業種については、申込時に許認可証(写)等を提出していただきます。

業 種	営 業 の 要 件	根 拠 法	有効期限
食 料 品 製 造 業	知事または市長の許可	食品衛生法(52条)	5年を 下らない 期間
食 料 品 販 売 業	知事または市長の許可	食品衛生法(52条)	
飲 食 店、喫 茶 店	知事または市長の許可	食品衛生法(52条)	
建 設 業	国土交通大臣または知事の許可	建設業法(3条)	5年
一 般 旅 客 自 動 車 運 送 事 業	国土交通大臣の許可	道路運送法(4条)	5年 (※1)
特 定 旅 客 自 動 車 運 送 事 業	国土交通大臣の許可	道路運送法(43条)	—
自 家 用 有 償 旅 客 運 送 事 業	国土交通大臣の登録	道路運送法(79条)	2年 (更新時2年又は3年)
一 般 貨 物 自 動 車 運 送 事 業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法(3条)	—
特 定 貨 物 自 動 車 運 送 事 業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法(35条)	—
旅 館 業	知事または市長の許可	旅館業法(3条)	—
古 物 営 業	公安委員会の許可	古物営業法(3条)	—
業 局	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業	厚生労働大臣または知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年又は6年 (※2)
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業	厚生労働大臣または知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年又は6年 (※3)
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	厚生労働大臣の登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	厚生労働大臣の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
医 薬 品 販 売 業 (※4)	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業 (※5)	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
医 療 機 器 修 理 業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
一 般 廃 棄 物 処 理 業	市町村長の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産 業 廃 棄 物 処 理 業	知事の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年 (更新時5年又は7年) (※6)

許認可等が必要とする主な業種

業 種	営 業 の 要 件	根 拠 法	有効期限
特別管理産業廃棄物処理業	知事の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年 (更新時5年又は7年) (※6)
有料職業紹介事業	厚生労働大臣の許可	職業安定法(30条)	3年 (更新時5年)
病院、診療所、助産所	知事または市長の許可・届出	医療法(7条)	—
宅地建物取引業	国土交通大臣または知事の免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	税務署長の免許	酒税法(7条)	—
酒母・もろみ製造業	税務署長の免許	酒税法(8条)	—
酒類販売業	税務署長の免許	酒税法(9条)	—
第1種高圧ガス製造業	知事又は政令指定都市長の許可	高圧ガス保安法(5条)	—
液化石油ガス販売業	経済産業大臣または知事に登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—
労働者派遣事業	厚生労働大臣の許可	労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)
家畜商	知事の免許	家畜商法(3条)	—
浄化槽清掃業	市町村長の許可	浄化槽法(35条)	期限を付することができる(概ね2年)
興行場	知事または市長の許可	興行場法(2条)	—
浴場業	知事または市長の許可	公衆浴場法(2条)	—
測量業	国土交通大臣に登録	測量法(55条)	5年
砂利採取業	知事に登録	砂利採取法(3条)	—
採石業	知事に登録	採石法(32条)	—
建築士事務所	知事に登録	建築士法(23条)	5年
電気工事業	経済産業大臣または知事に登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	地方運輸局長の認証	道路運送車両法(78条)	—
揮発油販売業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—
揮発油特定加工業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(第12条の2)	—
軽油特定加工業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(第12条の9)	—
住宅宿泊業	知事に届出	住宅宿泊事業法(第3条)	—
接待飲食等営業(※7)	公安委員会の許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条)	—
遊技場営業(※8)	公安委員会の許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条)	—

※1 一般旅客自動車運送事業の許可のうち、「一般貨切旅客自動車運送事業」については、更新制度が導入されました。

※2 医薬品(体外診断用医薬品を除く)・製造業販売業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造販売する許可については、有効期限は6年です。

※3 医薬品(体外診断用医薬品を除く)・製造業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する許可については、有効期限は6年です。

※4 「医薬品販売業」に係る許可区分が2009年6月1日より、「店舗販売業」、「配置販売業」、「卸売販売業」の3つに変更されました。

※5 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。

※6 事業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する方は7年、それ以外の方は5年となります。

※7 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいう。

※8 風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業をいう。

* その他の業種についても、場合によっては提出していただくことがあります。

ワンポイント その2

許認可の確認に係る留意点について

信用保証協会が保証の対象とする者は「適法に事業を営んでいる中小企業者」であるため、「行政庁の許認可を受けなければならない。」と規定されている場合については、それぞれの事業を主管する各官公署が発行または認可した「許可証」「認可書」「免許証」等の公式書類によって許認可等の名義人、有効期間、番号等の事実確認を行なう必要があります。(通常、許認可証の写しを徴求させていただきます。)

信用保証協会が行なう審査には、“融資審査”のほかに“保険審査”(=中小企業者の定義、業種、事業資金、許認可等『付保要件』という)の条件を満たしているかどうかの審査)も重要な審査となっています。許認可の確認に際して、注意が必要なケースについてご紹介しますので、ご協力お願いします。

ケース1 個人事業主において借入人と許可名義人とが異なる場合

原則、個人事業主の方は借入人(事実上の経営者)と許可等の名義人とが異なる場合は、借入人名義で許可等を取り直したうえで申請していただく必要があります。

なお、許可名義人が借入人と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族である場合(※)で、事業内容が同一である等、借入人名義で許可等を受けることが確実であると認められるときは、後日、借入人名義で取得した許可証等の写しを提出することを条件に保証を受けることが可能となります。

ただし、例外として、(※)であり、かつ、酒類販売業および酒類製造業や生活衛生関係事業(食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業及び浴場業に限る。)を営む事業者は、新たに借入人の名義で取り直さなくても構いません。また、もうひとつの例外として、酒類販売業及び酒類製造業、生活衛生関係事業以外の業種であっても、(※)であり、かつ、借入人が適法に事業を営んでいる旨が記載された宣誓書を徴求する場合は、借入人と許可等の名義人が異なっても構いません。いずれも当該親族名義の許可等の確認は必要です。

ケース2 法人成企業において借入人と許可名義人とが異なる場合

法人成り企業において許可等の名義が法人成り前の経営者個人名義のままである場合は、原則、法人名義で許可等を取り直したうえで申請していただく必要があります。

なお、事業内容が同一である等、法人成り後も法人名義で許可等を受けることが確実であると認められるときは、後日、法人名義で取得した許可証等の写しを提出することを条件に保証を受けることが可能となります。例外扱いは、上記ケース1の場合と同様です。

ケース3 第三者が許可等を受けていることより、改めて事業主が許可等を受けなくてもよい場合(テナント業者等)

たとえば、食品衛生法に基づく保健所の営業許可を受けている百貨店内でレストランを営業している場合は、当該事業主が百貨店の単なる雇用者でなく、その百貨店と出店に関するテナント契約を取り交わしており、資金調達、材料仕入れ等独自に行っている実質経営者であれば、あらためて許可を受けなくても食品衛生法上さしつかえない場合には保証の対象となります。なお、当該第三者名義の許可等の確認は必要です。